

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	二三	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	二三	○介護老人保健施設の開設を許可した件	三三
○漁業災害補償法による届出に係る特定第一号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件六件	二二	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件	三三
○県営土地改良事業計画を定めた件	二二	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	三三
○県営土地改良事業計画を変更した件二件	二二	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二四
○土地改良法により換地計画を適当と決定した件	二二	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二四
○保安林の指定を解除する件	二三	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二四
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	二三	福島県病院局	
○道路の区域を変更する件	二三	○平成二十一年度福島県病院局育休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を実施する件	二四
○道路の供用を開始する件	二三	正誤	
公告		○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六百八十八号中	二四
		○平成二十一年三月三十一日付け号外第二十八号中	二四

告示

福島県告示第二百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月七日から同年五月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬市ジョッピングパーク 相馬市馬場野字雨田百十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年四月七日から同年五月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリ会津若松店 会津若松市町北大字上荒久田字村北六十六番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百五十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百五条の二第三項の規定による発起人豊田幸男ほか一名からの平成二十一年三月二十三日付けの届出に係る特定第一号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄平

(水産課)

福島県告示第二百五十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百五条の二第三項の規定による発起人小泉徳司ほか一名からの平成二十一年三月二十三日付けの届出に係る特定第一号

漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第二百五十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定による発起人橋本侑ほか一名からの平成二十一年三月二十三日付けの届出に係る特定第一号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第二百五十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定による発起人永瀬秀也ほか一名からの平成二十一年三月二十三日付けの届出に係る特定第一号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第二百五十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定による発起人小松政三ほか一名からの平成二十一年三月二十三日付けの届出に係る特定第一号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第二百五十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定による発起人鈴木茂好ほか一名からの平成二十一年三月二十三日付けの届出に係る特定第一号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第二百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、大岩

堰地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十一年四月八日から
月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
福島市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、上太田地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十一年四月八日から
月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、長坂地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十一年四月八日から
月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
耶麻郡猪苗代町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高橋幸次ほか五人が共同して行っている高越松ヶ作地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年四月八日から

同 月二十七日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

二本松市役所

(農地管理課)

福島県告示第二百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡大熊町大字野上字姥神八の九、一〇の二、一二の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第二百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡鮫川村大字西山字戸倉二六八の一、二六八の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十一年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道赤留塔寺線	河沼郡会津坂下町大字船杉字北竹原四七番地先から 同 郡同 町大字船杉字南杉乙二九番一 地先まで	変更前 変更後	一五・〇 五〇・〇	五八六・〇 五八六・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十一年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道赤留塔寺線	河沼郡会津坂下町大字船杉字北竹原四七番地先から 同 郡同 町大字船杉字南杉乙二九番一 地先まで	平成二十二年四月七日

(道路計画課)

公 告

公告第百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年三月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ソーシャル・ファームかねやま
- 三 代表者の氏名
栗城 和夫
- 四 主たる事務所の所在地
福島県大沼郡金山町大字沼沢字寺ノ北六百十八番地の十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、環境保全、障がい者自立支援、食の安全、農業の健全化、資源環境など様々な分野にわたる社会課題の解決に向け、地域社会固有の知見及び人的ネットワークを活かした調査研究及び教育普及活動を行うとともに、その成果を資源環境、地域再生や高齢者、障がい者の雇用機会の拡充などの支援活動に役立てること、並びに、地域活動拠点の再整備支援、管理、運営を通じ、日常行動の中で環境、障がい者自立、食の安全に配慮した行動のできる人を育み、その仕組みを定着し、もって現在及び将来の環境保全や社会教育、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設 設泉崎南東北リハビリティセンター・ケアセンタ	西白河郡泉崎村 大字泉崎字山ヶ入五六	泉崎村	西白河郡泉崎村 大字泉崎字新宿二	平成二十二年 四月一日

(高齢福祉課)

公告第百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
白河調剤薬局	白河市六反山一〇一三二六	平成二十二年三月三十一日	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤

(障がい福祉課)

公告第百八十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	指定年月日	自立支援	指定する	主として担
----	-----	-------	------	------	-------

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
 - 総括図、計画図及び計画書の写し
 - 二 縦覧場所
 - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
- （都市計画課）

福島県病院局

公告第5号

平成21年度福島県病院局有休任期付職員（看護師及び助産師）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成21年4月7日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護師 15名程度
助産師 2名程度
- 3 試験期日
平成21年6月7日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成21年4月7日（火）から同年6月1日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
（病院総務課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年三月三十一日付け定例第二千六十八号中

二〇九	上	五	福島県告示第二三十九号	福島県告示第二三十七号
二一〇	上	二	福島県告示第二三十七号	福島県告示第二三十八号
	下	四	福島県告示第二三十八号	福島県告示第二三十九号

○平成二十一年三月三十一日付け号外第二十八号中

一〇	下	一一	第十六号の三十一様式、第十六号の三十二様式又は第十六号の三十三様式	第十六号の三十三様式、第十六号の三十四様式又は第十六号の三十五様式
----	---	----	-----------------------------------	-----------------------------------